|  |
| --- |
| **社 会 参 加 の 促 進** |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **外出支援助成券（バス・タクシー券等）の交付** |

バス・電車共通カード、タクシー利用券等６種類のうち、希望する１種類を交付します。

●対象者

　　毎年度４月１日から交付申請時まで継続して市内に住所を有し、前年度（令和５年度）の自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人のうち、以下のいずれかの手帳を持っている人。

　　・身体障害者手帳：１級～４級

　　・療育手帳：Ａ１～Ｂ１

　　・精神障害者保健福祉手帳：１級～２級

●券種（選択制）

（１）遠州鉄道バス・電車共通カード（ナイスパス）

（２）タクシー利用券

（３）天竜浜名湖鉄道乗車券

（４）地域バス乗車券

（５）ガソリン券　（春野町、佐久間町、水窪町、龍山町、旧天竜市及び旧引佐町の一部地域のみ）

（６）鍼灸マッサージ券

●金額

　　７，０００円分

●持ち物

・外出支援助成券交付申請書

・障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）※お持ちの全ての手帳

・遠州鉄道ナイスパスカード（ピンク色）　※お持ちの人のみ。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

|  |  |
| --- | --- |
|  | **視覚障害者等の外出応援タクシー利用券の交付** |

　対象者は、外出支援助成券と重複して申請することができます。リフト付福祉タクシーの運賃助成と重複しての申請はできません。

●対象者

　　毎年度４月１日から交付申請時まで継続して市内に住所を有し、前年度（令和５年度）の自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない人のうち、以下の身体障害者手帳の障害種別に該当する人。

　　・視覚障害：１級または２級【各部位単独で１級または２級】

　　・肢体不自由：１級【各部位単独で１級】

●金額　　　２０，０００円分

●持ち物　　視覚障害者等外出応援事業交付申請書、障害者手帳

●窓口　　　各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

|  |  |
| --- | --- |
|  | **障害者施設通所交通費の助成** |

障害者施設通所に対する交通費の一部を助成します。

●対象者

以下の（１）または（２）に該当する人のうち、（３）～（５）にすべて該当する人。

（１）以下のいずれかの手帳を持っている人

・身体障害者手帳：５級～６級

・療育手帳：Ｂ２～Ｂ３

・精神障害者保健福祉手帳：３級

　（２）自動車税等の減免を受けているため、外出支援助成券の交付対象から外れた人

（３）毎年度４月１日から申請日まで継続して市内に住所を有している人

（４）生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、

地域活動支援センターに通所している人

（５）バス、電車を利用して通所している人

※ただし、以下の人は対象となりません。

・外出支援事業のバス・タクシー券等の交付を受けている人

・通所事業所より通勤手当の支給を受けている人

・通所事業所より自宅と施設間の送迎サービスを受けている人

・生活保護法により通所に対する移送費が支給されている人

●助成金の支給

年間７，０００円を上限

（注）通所に要する交通費のうち、居住地と通所事業所との間で実際に通所した回数により、

年間７，０００円を上限に助成します。

●手続きに必要なもの

以下のものを揃えて窓口まで提出してください。

（１）申請書・通所証明（通所事業所の証明があるもの）

（２）通所確認台帳

（３）請求書（申請者名義の金融機関の預金通帳の写し）

※申請、請求は年２回、以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 申請の対象期間 | 申請書等の提出期限 |
| ４月１日から９月３０日までの通所分 | １０月１５日まで |
| １０月１日から３月３１日までの通所分 | ４月１５日まで |

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）